

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元年10月に消費税率引き上げに伴う介護報酬改定が施行され「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

医療法人社団協会「有料老人ホームチエロだて」におきましても下記のとおり加算算定を行っております。

◆算定要件

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当施設における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表いたします。

| 分類 | 取り組み |
|------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none">・経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。・職業体験の受入れ、地域行事への参加等による職業魅力度向上の取組。 |
| 労働環境・処遇の改善 | <ul style="list-style-type: none">・子育てや家族の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実。・職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度の整備。 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | <ul style="list-style-type: none">・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室・分煙スペースの設置等健康管理対策の実施。・事故・トラブルへの対応マニュアル等の体制整備。 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | <ul style="list-style-type: none">・タブレット端末やインカム等（ICT）活用、見守り機器等（介護ロボットやセンサー等）の導入による介護職員の業務量の縮減。・業務手順書の作成、記録・報告様式の工夫による情報共有や事務作業負担の軽減。 |
| その他 | <p>やりがい・働きがいの醸成</p> <ul style="list-style-type: none">・非正規職員から正規職員への転換。・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化、個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施。・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮。・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。 |